

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和3年3月1日現在

段階	区分	研究活動	授業	学生の課外活動	事務体制	学者者のキャンパス訪問
0	通常					
1	一部制限	感染拡大防止に十分な配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮（感染防止対策ガイドラインの遵守等）を各学生（団体）に求めた上で、課外活動を認めます。	感染拡大防止に十分な配慮をしつつ、学内の教育研究活動が本格的に再開されている状況を踏まえた上で、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合に、時差出退勤を許可し、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に十分な配慮をした上で、学者者の訪問に対応します。
1.5	一部制限	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究分野の特性を考慮した活動方法等を適切に判断した上で、学内での研究活動を行うことができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、対面と遠隔を併用して、授業を行います。	感染拡大防止への最大限の配慮（感染防止対策ガイドラインの遵守等）を各学生（団体）に求めた上で、課外活動を許可します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度再開されている状況を踏まえた上で、時差出退勤を推奨するとともに、現場対応等を含め業務上支障がないと認められる場合に、在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学滞在をできるだけ短くした上で、本学の活動に必要な学者者の訪問に対応します。
2	制限(小)	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。	原則として、遠隔授業による科目の開講とします。ただし、部局長等の判断により一部の対面授業を可とします。	各学生（団体）に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動の再開に向けた十分な体制を構築し、時差出退勤するとともに、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を命じることができます。	感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくなるよう工夫します。
3	制限(中)	現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。	原則として、遠隔授業による科目の開講とし、対面授業によるものは開講しません。	原則として、各学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。	本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。
4	制限(大)	以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者 ②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者 ③その他自宅に対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者	遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。	各学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。 ①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者 ②業務システム（会計システム、人事給与システム等）を用いた重要かつ緊急の業務を行う者 ③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者 ④危機対策に当たる必要がある者 ⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者	本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。	遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。	各学生（団体）の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。	施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。	立ち入りを禁止します。

※ 病院教職員及び診療に従事する者は、病院の行動指針等を優先します。

※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。